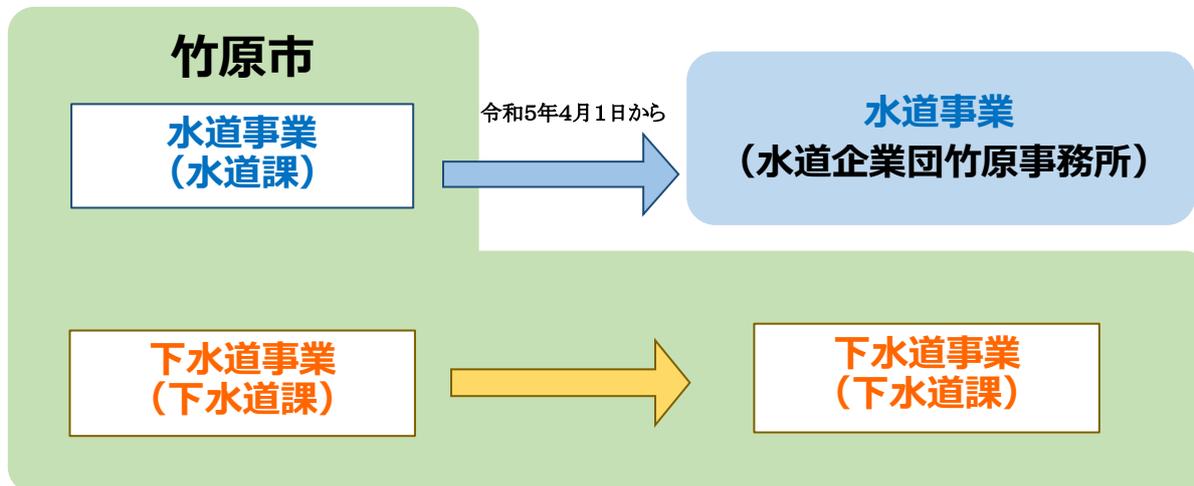


広島県水道広域連合企業団 による水道サービスの提供が始まります。

※水道企業団移行に伴い、改めて手続きを行う必要はありません。
(裏面、水道企業団 Q&A をご参照ください。)

令和5年4月から、広島県と14市町の水道事業がひとつになり、広島県水道広域連合企業団(水道企業団)による水道サービスの提供が始まります。

※水道企業団は、特別地方公共団体です。



竹原市水道課は、水道企業団竹原事務所となります。

- 現在の竹原市水道課（竹原市分庁舎1階）に水道企業団竹原事務所を設置します。
- 住所や電話番号は、現在の竹原市水道課と変わりません。
- 本庁舎1階市民課・忠海支所で行っている水道に関する業務は継続して行います。

水道企業団 Q&A

Q. 何か手続きが必要なの？

A. これまで申し込みいただいた内容は、そのまま引き継がれますので、改めて手続きを行っていただく必要はありません。

Q. 支払方法は変わるの？

A. これまでどおり、口座振替、納付書によるコンビニ払い、窓口払い、スマホ決済が利用できます。口座振替日や納入期限は変わりません。

Q. 手元にある納付書は4月1日以降も使えるの？

A. 納付書の納期限までは使用できます。納期限が過ぎてしまった場合は、水道企業団竹原事務所にご相談ください。

Q. 水道料金は変わるの？

A. 水道料金は竹原市の料金設定を引き継ぎますので、これまでと変わりません。

Q. 下水道使用料の支払いはどうなるの？

A. 下水道事業は、これまでどおり竹原市が運営しますが、下水道使用料の徴収事務を水道企業団が受託しますので、水道料金とあわせて請求します。これまでどおり水道料金といっしょにお支払いいただきます。

Q. 水道の漏水や故障などの修理はどうなるの？

A. 竹原市の指定給水装置工事事業者は水道企業団に引き継がれますので、これまでどおり修理を依頼してください。

Q. 竹原事務所の職員体制は？緊急時の対応はどうなるの？

A. 水道企業団竹原事務所の職員は竹原市からの派遣で対応します。災害などが起きた際は、竹原市と水道企業団が連携して対応します。

●お問い合わせ●

竹原市公営企業部 水道課

広島県竹原市中央四丁目8番17号

電話 0846-22-7768

FAX 0846-22-1044

E-mail suidou@city.takehara.lg.jp

水道企業団に関する情報は広島県のホームページでご覧いただけます。



広島県企業局
企業団設立準備担当
(広島県ホームページ)